

初診及び再診時にかかる 「選定療養費」に関する重要なお知らせ

令和4年10月から国の制度の見直しにより当院の選定療養費が変わります。

当院は令和4年4月1日に地域医療の向上を図るための「かかりつけ医」を支援する「地域医療支援病院」の承認を東京都から受けることに伴い、紹介状なしで受診する場合などに保険適用の診療費とは別に、国が定める次の料金を患者さんにご負担いただくことになりました。

受診される場合、かかりつけ医などの紹介状をご持参くださいますようお願いいたします。

【初診時】

紹介状をお持ちでない初診の患者さんにご負担いただく金額が変更となります。

令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
5,500円(税込)	7,700円(税込)

【再診時】

当院から他の医療機関へ紹介を行った患者さんが、引き続き当院への受診を自ら希望され、紹介状を持たずに当院を受診された場合には、新たに以下の金額をご負担いただくことになります。

令和4年9月30日まで	令和4年10月1日から
2,750円(税込)	3,300円(税込)

上記につきましては、令和4年10月1日からの取扱いとさせていただきます。

皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

